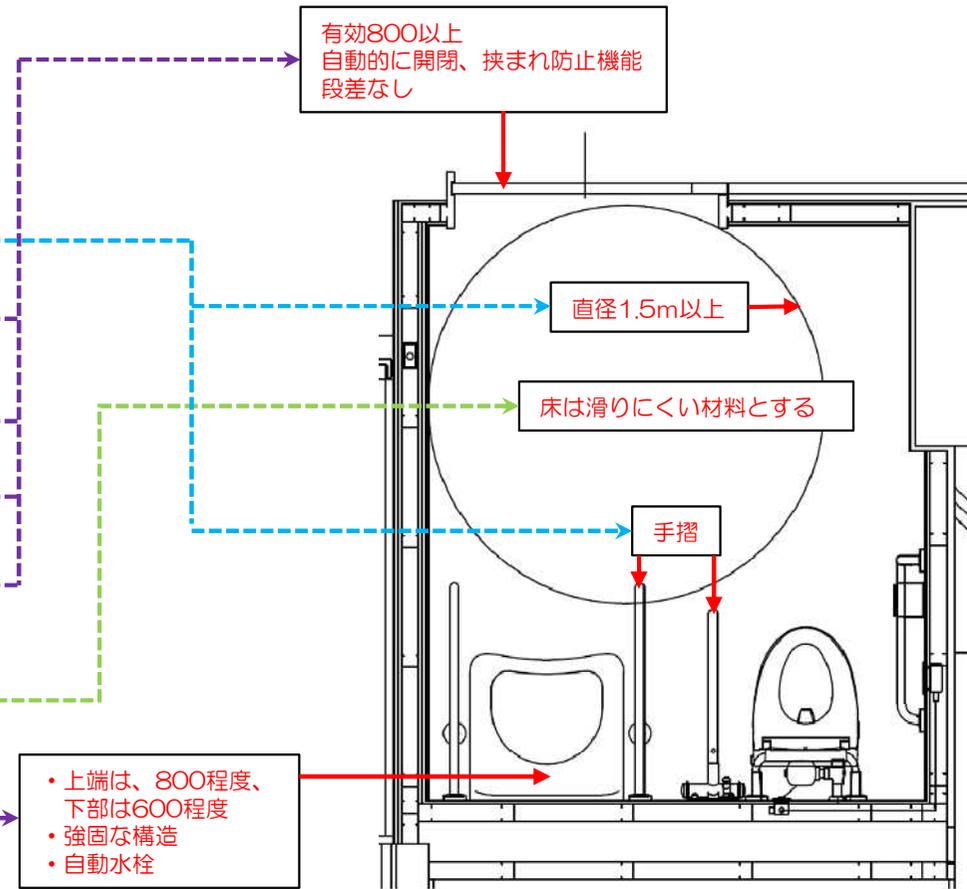


4便所 【1】 車椅子対応トイレ

整備箇所等	整備基準
①設置数	★男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。
③出入口幅	★出入口の幅は、80cm以上とすること。
④戸の構造	★出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
⑤段	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。
⑥床面	★床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 (i) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 (ii) もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 (iii) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。

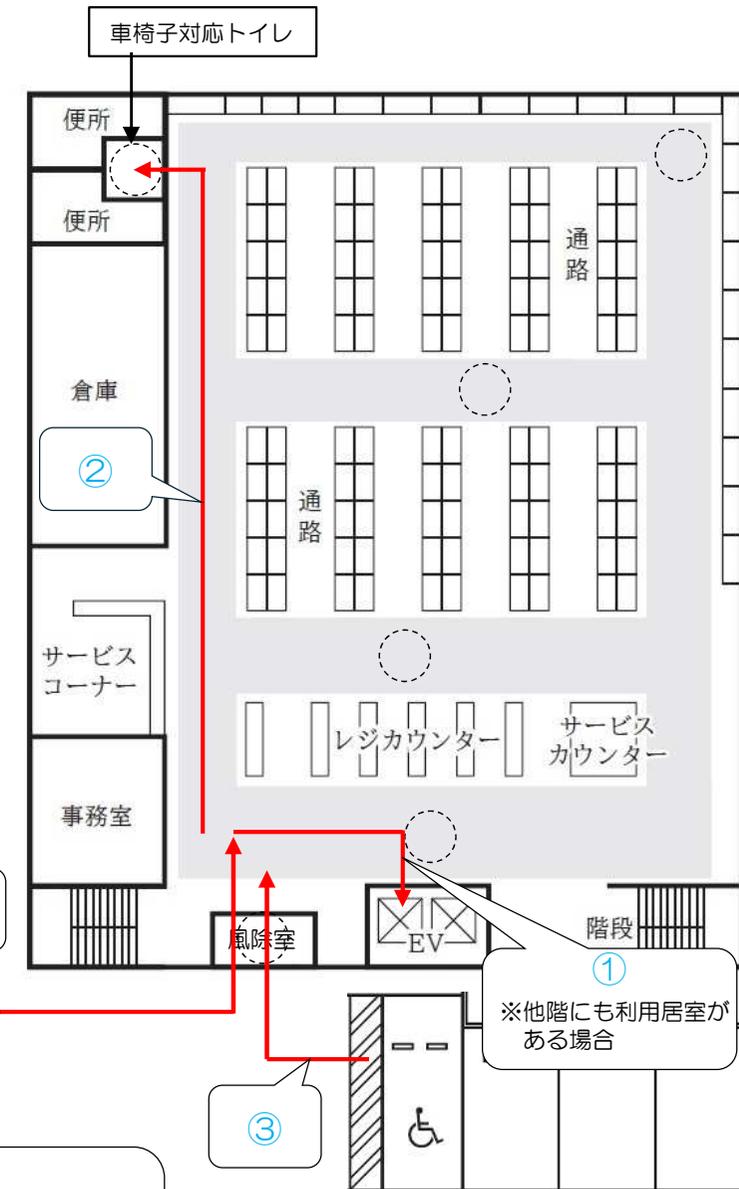
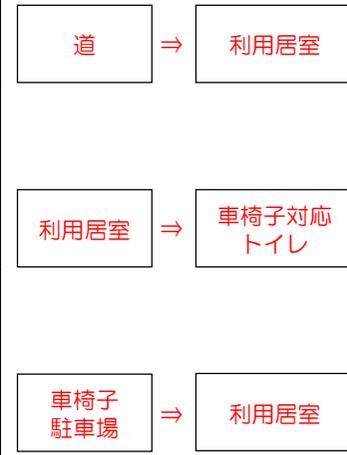


整備項目表

図面記載例

8-1 移動等円滑化経路

整備箇所等		整備基準
①経路 (利用居室からA、Cまで)	A道等	【建築物に、利用居室を設ける場合】 ★道等※から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路 ①
	B便所	【建築物又はその敷地に車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ客室に設けられたものを除く。）を設ける場合】 ★利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）から当該車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレまでの経路 ②
	C駐車施設	【建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合】 ★当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等※。）までの経路 ③
②経路の長さ		★移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。
③階段又は段		●令第18条第2項第1号に適合すること。 (=移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。)



※地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例に該当する場合は、「当該建築物の車寄せ」と読み替える